

平成19年8月29日
消 防 庁

消防団員確保の更なる推進

平成18年7月14日付で、「消防団員確保の更なる推進について」（通知）を発出し、消防団員の減少に歯止めを掛けるため全国的な運動を展開して参りましたが、消防団員数は90万人を割るという厳しい状況にあります。

これ以上減少傾向が続くと地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をもたらす事になるなど大変憂慮される状況にあります。

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取り組み等地域の安心・安全の確保のうえで不可欠な組織であります。

各都道府県知事におかれては、消防団の重要性を改めて認識され、消防団員の確保について、各市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部組合事務組合等を含む。）に対して積極的に助言して頂くよう、特段のご配慮を賜うようお願いするとともに各市町村長におかれては、地域の住民の方々の身体・生命・財産を守る防災の最終責任者として、消防団の重要性について改めて認識され、消防団員確保に真摯に取り組み、地域の防災力の向上を優先課題として取り組んで頂くよう通知を発出しましたのでお知らせします。

各都道府県への通知の主な概要

- 1 消防団員確保のための市町村長等の基本方針について
- 2 公務員・特殊法人等公務員に準ずる職員等の入団促進の推進
- 3 事業所との協力体制の推進
- 4 女性消防団員の入団促進の推進
- 5 学生等の入団促進の推進
- 6 その他
 - ア 消防団員確保アドバイザー派遣制度の積極的活用
 - イ 条例定数と実員数の乖離解消時の報告
 - ウ 平成19年4月1日現在の消防団員数（速報値）

添付資料

消防団員確保の更なる推進について（通知）の写し

（連絡先）防災課 担当：増子対策官、杉原理事官、織田係長
電 話 03-5253-7522（直通）… 増子対策官
03-5253-7525（直通）… 杉原理事官、織田係長
ファクシミリ 03-5253-7535
電子メール syobodan@fdma.go.jp

消防災第315号
平成19年8月29日

各都道府県知事 殿

各指定都市市長 殿

消 防 庁 長 官

消防団員確保の更なる推進について（通知）

標記の件については、平成18年7月14日付で、「消防団員確保の更なる推進について」を発出し、消防団員の減少に歯止めを掛けるとともに消防団員の確保についてより一層喚起し、全国的な運動を展開して参りましたが、消防団員数の減少に歯止めが掛からず、90万人を割るという厳しい状況にあります。

これ以上減少傾向が続くと地域の安心・安全を確保するうえで、多大な支障をもたらす事になるなど大変憂慮される状況にあります。

地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取り組み等地域の安心・安全の確保のうえで不可欠な組織であります。

都道府県知事におかれては、近年の災害が広域化しており、広域的な支援体制を確保する必要性が増してきていることから、消防団の重要性を改めて認識され、下記事項に基づく消防団員の確保について、是非とも各市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部組合事務組合等を含む。以下「市町村等」という。）に対して積極的に助言して頂きますようお願いいたします。

さらに、地域の災害対策の最終責任者である各市町村長におかれては、地域の住民の方々の身体・生命・財産を守る防災の最終責任者として、消防団の重要性について改めて認識され、消防団員の確保に真摯に取り組み、消防団を充実し、地域の防災力を確保することを優先課題として取り組んで頂きますようお願い致します。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 消防団員確保のための市町村長等の基本方針について

消防団員の確保については、全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）の確保を基本とし、消防団員の処遇等の改善をはじめ、条例定数と実員数に乖離がある消防団にあっては、その差を早急に埋められる等、団員の確保に積極的に努めて頂きたいと存じます。

また、消防団員の条例定数を見直す場合は、地域の消防・防災力を向上させるための団員数を確保する方向で対応され、条例定数を減らすことのないよう十分配慮願います。

なお、基本団員の確保が困難な場合、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（以下「機能別団員」という。）あるいは分団（以下「機能別分団」という。）の制度を積極的に導入・活用し、消防団員の確保を推進するとともに、消防団員がやむを得ない理由により退団する場合にあっては、必ず代替りの消防団員を確保することにより、少なくとも現在の団員数を是非とも維持して頂きますよう十分配慮願います。

2 公務員・特殊法人等公務員に準ずる職員（農業協同組合職員や郵政職員等）等の入団促進の推進

消防庁においては、「地方公務員への入団の促進について」（平成19年1月5日付消防災第3号消防庁防災課長通知）並びに「公立学校の教職員の消防団活動に対する配慮について」（平成19年1月5日付消防災第4号消防庁防災課長通知）を発出し、公務員及び地方公共団体職員、公立学校の教職員等の消防団への入団促進を図ってきたところですが、平成19年4月1日現在の速報値で87,028名と、まだまだ少ない状況です。

都道府県知事におかれては、職務専念義務免除規定等を積極的に活用するなど入団促進のための環境を整備し、引き続き貴都道府県の職員が積極的に消防団に入団していただくよう、関係部局に働きかけるとともに、貴都道府県内の市町村長等に対しても職員の入団を促進し、配置転換等による退団者が出ないよう配慮していただくよう働きかけて頂きたいと存じます。

また、特殊法人等公務員に準ずる職員についても、入団促進のための環境整備等の配慮をしていただくよう、関係機関へ働きかけていただきたいと存じます。

3 事業所との協力体制の推進

消防団員の就業形態は大きく変化してきており、消防団員全体に占める被雇用者の割合が平成 19 年 4 月 1 日の速報値では 69.3%となっています。

市町村長等におかれましては、従業員の入団促進、消防団活動への配慮等消防団活動に協力又は支援した町会、団体又は事業所等との連携強化を図り、消防団活動への一層の理解及び協力を得て、消防団員の確保及び活動環境の整備・促進を図っていただくとともに、「消防団協力事業所表示制度」の趣旨を十分理解され、未導入の市町村等にあつては早急に導入していただきたいと存じます。

特に、自衛消防組織を有する事業所については、地域の防災力向上のため、日頃から地域の消防団と訓練を実施するなど消防団との連携強化を図り、事業所に対し消防団を十分に理解していただき、出来得れば、機能別分団等となるなど、自衛消防組織の消防団への加入促進等に努めて頂きたいと存じます。

また、パワーショベル・放水ポンプ等の重機等特別の技能・資機材を有している事業所についても、日頃から連携強化を図り、「消防団協力事業所表示制度」のPR等を積極的に行い、消防団を十分に理解していただき、消防団への加入促進等に努めて頂きたいと存じます。

また、基本団員の確保が困難な場合は、既にお示ししているような機能別団員・分団制度を積極的に活用して入団促進を図って頂きたいと存じます。

なお、この場合、消防団は基本団員を確保することを原則としますので、基本団員を機能別団員に振り替えることのないようご留意願います。

4 女性消防団員の入団促進の推進

平成 19 年 4 月 1 日現在の速報値では、全国の女性消防団員数は 15,416 人で全体の 1.7%です。また、女性消防団員を採用している消防団は 953 団で全体の 43.7%と非常に少ない状況です。

女性消防団員の入団を認めていない消防団にあつては、女性消防団員の

入団を認めるようにするとともに、町会、自治会、女性職員の多い事業所又は各業種組合等を通じて入団促進の働きかけを積極的に実施する等、女性消防団員の入団促進を積極的に図って頂きたいと存じます。

5 学生等の入団促進の推進

平成 18 年 4 月 1 日現在、消防団員の平均年齢は 37.8 歳で、昭和 45 年の平均年齢が 32.5 歳であったのに対し 5 歳も高齢化が進んでいる状況です。若い力又は円熟した力を基本団員又は機能別団員・分団として消防団活動の場で発揮して頂ければ大変有意義でかつ効果的です。こうした考えのもと、若者や学生等の入団が期待されています。

このことから、日頃から青年会議所、商工会議所、大学・短大・専門学校、各市町村等などと連携強化を図り、消防団に係る情報提供や P R を積極的に行い、消防団を十分に理解していただき、消防団募集のポスター等の掲示を依頼時や、消防訓練や救命講習等の機会を捉え、積極的に職員等の入団をお願いするなどして、消防団員の確保に努めて頂きたいと存じます。

6 その他

- 1) 消防団員確保のため、消防庁が行っている「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を積極的に活用していただきたいと存じます。
- 2) 消防団員の条例定数と実員数に乖離がある消防団のうち、本通知後に乖離が解消された市町村等にあつては、速やかに報告して下さい。
- 3) 平成 19 年 4 月 1 日現在の消防団員の現況（速報値）を添付したので参考にして頂きたいと存じます。

都道府県別消防団実員数(速報値)

都道府県				実員数 平成19年4月1日現在
1	北	海	道	26,626人
2	青	森	県	19,978人
3	岩	手	県	23,460人
4	宮	城	県	21,967人
5	秋	田	県	18,369人
6	山	形	県	26,660人
7	福	島	県	35,998人
8	茨	城	県	24,773人
9	栃	木	県	15,162人
10	群	馬	県	12,361人
11	埼	玉	県	14,441人
12	千	葉	県	27,914人
13	東	京	都	23,563人
14	神	奈	川	19,140人
15	新	潟	県	39,909人
16	富	山	県	9,684人
17	石	川	県	5,284人
18	福	井	県	5,411人
19	山	梨	県	15,933人
20	長	野	県	37,110人
21	岐	阜	県	21,309人
22	静	岡	県	21,518人
23	愛	知	県	24,760人
24	三	重	県	13,895人
25	滋	賀	県	9,412人
26	京	都	都	18,807人
27	大	阪	府	9,767人
28	兵	庫	県	46,074人
29	奈	良	県	9,085人
30	和	歌	山	12,052人
31	鳥	取	県	5,193人
32	島	根	県	12,901人
33	岡	山	県	29,272人
34	広	島	県	22,655人
35	山	口	県	13,776人
36	徳	島	県	10,999人
37	香	川	県	7,618人
38	愛	媛	県	21,105人
39	高	知	県	8,103人
40	福	岡	県	25,629人
41	佐	賀	県	19,833人
42	長	崎	県	21,458人
43	熊	本	県	35,464人
44	大	分	県	15,922人
45	宮	崎	県	15,373人
46	鹿	児	島	15,609人
47	沖	縄	県	1,611人
合 計				892,943人
(内) 女性				15,416人
(内) 公務員等				87,028人

※ 本表の値は速報値であり、確定しているものではない。